

日医発第 232 号(総務)
令和 4 年 4 月 19 日

都道府県医師会
男女共同参画担当理事 殿

公益社団法人日本医師会
常任理事 神村 裕子
〔公印省略〕

「アダルトビデオ」出演強要問題緊急対策パッケージ
に関する周知について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省より、別添の通り標記について周知依頼がございました。

成年年齢の引き下げにより、従来未成年であった若年層が、本人の意に反してアダルトビデオ出演を強要されるようなケースを予防するため、通知内容をご確認いただき、ご協力方よろしくお願い申し上げます。

なお、AV 出演強要問題の被害事例については内閣府のホームページに掲載されております。

AV 出演強要の被害について

https://www.gender.go.jp/policy/https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/example.html

敬具

事務連絡
令和4年4月13日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

「アダルトビデオ」出演強要問題緊急対策パッケージの周知への御協力について（依頼）

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

アダルトビデオ出演強要問題は、被害者の心身に深い傷を残しかねない重大な人権侵害です。

成年年齢の引下げにともなって、従来の未成年者取消権による抑止効果がなくなり、本人の意に反してアダルトビデオ出演を強要されることが増えるような事態は、何としても回避しなければなりません。

このため、政府では、別紙のとおり、「アダルトビデオ」出演強要問題緊急対策パッケージをまとめました。

つきましては、貴団体におかれては、同内容について、貴団体会員に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

また、内閣府のHPにおいてもAV出演強要問題の被害事例について整理・公表しています。今後、「アダルトビデオ」出演強要問題緊急対策パッケージに基づき、更なる情報収集を進めてまいりますので、併せて御活用ください。

○AV 出演強要の被害について

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/example.html

【本件担当】

内閣府 男女共同参画局 男女間暴力対策課
林、城谷、原

〒100-8914

東京都千代田区永田町 1-6-1

TEL : 03-5253-2111 (内線 37551)

E-mail : g. sa. j8t@cao. go. jp

「アダルトビデオ」出演強要問題緊急対策パッケージ（概要）

別紙1

〔令和4年3月31日

〕いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議決定

1. 若年層に向けた教育・広報・啓発等の強化

- ・大学、短大、高専、高校等に向けた周知、10代・20代をターゲットにしたSNS広告等【実施済】
- ・ワンストップ支援センター（全都道府県に設置）への周知、日本司法支援センターとの連携【実施済】
- ・4月の「若年層の性暴力被害予防月間」において、**成年年齢の引下げに伴い、AV出演強要を始めとする若年層の性暴力被害が拡大することを予防するための集中的な広報・啓発**
- ・AV出演強要に関する「手口」の更なる情報収集を行い注意喚起。教育啓発や各種相談窓口と共有・活用
- ・2. の各種法制度等について、**学校教育の現場**などで教育啓発を進める。

2. 被害者保護に係る各種法制度の運用強化等

（1）被害者保護に係る各種法制度の運用強化

- ・以下のような**多面的・重層的な被害者保護に係る各種法制度を周知徹底し、運用を強化**
- ・各種法制度や（2）の自主規制も含め、**各種相談窓口**（ワンストップ支援センター、警察、日本司法支援センター、人権擁護機関等）に向けて周知し、対応を強化
例：民法（公序良俗違反による無効、錯誤・詐欺・強迫による取消し、履行を強制することができない債務など）、
消費者契約法（不実告知・退去妨害等がされた場合の取消、平均的な損害の額を超えるキャンセル料条項・消費者の利益を一方的に害する条項の無効）
刑法（淫行勧誘罪、暴行罪、脅迫罪、逮捕及び監禁罪、強要罪、強制わいせつ罪、強制性交等罪）、労働者派遣法・職業安定法（公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で労働者派遣・職業紹介、労働者の募集又は供給を行った罪）、労働基準法（強制労働の禁止・賠償予定の禁止）

（2）AV人権倫理機構の自主規制

- ・AV人権倫理機構において、「**出演年齢を20歳以上とすることを強く推奨**。例外として18、19歳のAV出演希望者を受け入れる場合には、①18歳で高等学校などに在籍する者との契約等を行わないこと、②丁寧な出演意思確認を各工程の際に実施すること、③顔バレ等リスクの十分な説明や熟慮期間を置くこと」旨の**自主規制**
- ・**ルール逸脱行為があった場合の対応**についてAV人権倫理機構も交えて調整・整理。**ルールを逸脱する業者が極めて悪質な業者であり、危険性が高いことを周知**

「アダルトビデオ」出演強要問題緊急対策パッケージ

令和 4 年 3 月 31 日
いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・
「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議決定

アダルトビデオ（AV）出演強要問題は、被害者の心身に深い傷を残しかねない重大な人権侵害である。

令和 4 年 4 月 1 日から施行される成年年齢引下げに伴って、本人の意に反して AV 出演を強要されることが増えるような事態は、何としても回避しなければならない。

このため、改めて、AV 出演強要問題に対して政府一体となって強力に取り組んでいくため、緊急対策パッケージをまとめるものである。

1. 若年層に向けた教育・広報・啓発等の強化

令和 4 年 3 月において、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校等に向け、ポスター、リーフレット、動画を通じた周知、10 代、20 代をターゲットにした SNS 広告による動画の周知を行ってきた。

また、全都道府県に設置されている性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（ワンストップ支援センター）に対して、被害相談があった場合における、弁護士相談や弁護士紹介等の法的支援、警察への相談等の積極的な実施について周知を行った。さらに、日本司法支援センター（法テラス）に対し、ワンストップ支援センターにおいて成年年齢引下げに伴う被害相談があった場合の法的支援について協力を求める事務連絡を発出した。ワンストップ支援センターに対しても、法テラスとの連携について事務連絡を発出した。

さらに、本年 4 月の「若年層の性暴力被害予防月間」において、SNS、トレインチャンネル等を活用し、AV 出演強要を始めとする成年年齢の引下げに係る若年層の性暴力被害予防について、以下のとおり集中的に広報・啓発を行う。

- (1) ポスター、リーフレット、動画、まんがの作成・配布、テレビ、ラジオ、インターネット等のメディアを利用した広報活動
- (2) インフルエンサーや有識者と協働したオンラインイベントの実施
- (3) SNS やトレインチャンネル等を活用した広報

これらに加え、電話や対面での脅し、途中で話が変わる、加害者の都合の良い証拠の形成など AV 出演強要に関する「手口」について、民間の支援団体とも連携して更なる情報収集を行い、注意喚起を図るとともに、教育啓発や各種相談窓口とも情報を共有し、活用を促す。

AV 出演強要問題に関し、「2. 被害者保護に係る各種法制度の運用強化等」における各種法制度等について、学校教育の現場などで、性被害の予防や対処に関する教育を含め、教育啓発を進める。

2. 被害者保護に係る各種法制度の運用強化等

(1) 被害者保護に係る各種法制度の運用強化

AV出演は、性的な行為を内容とするものである。法治国家として、成人として扱われる者の様々な権利・立場を守るため、被害者保護に係る各種法制度を徹底活用し、しっかりと適用することにより、AV出演強要問題に対処することが重要である。

AV出演強要への被害者保護に係る法制度は、以下のとおり多面的・重層的に存在しており、泣き寝入りやあきらめによる撮影を防ぐため、各種法制度の運用を強化する。

また、各種法制度や(2)の自主規制の取組について、ワンストップ支援センター、都道府県警察の本部・警察署・交番等の警察の各種相談窓口、法テラス、人権擁護機関における専用相談窓口等に向けて周知し、対応を強化する。

(例：条文は別添参照)

【民法】

- ・公序良俗違反による無効(第90条)、錯誤や詐欺・強迫による取消し(第95条、第96条)
- ・履行を強制することができない債務(第414条第1項ただし書)

【消費者契約法(対象：消費者)】

- ・重要事項について事実と異なることを告げる(第4条第1項第1号)、被害者が勧誘されている場所から退去する旨の意思を示したにもかかわらず退去させないこと(第4条第3項第1号)等による取消
- ・契約の解除に伴い事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える違約金を定める契約条項(第9条第1号)、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重するものであって、信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害する契約条項(第10条)などの不当な契約条項の無効

【刑法】

- ・淫行勧誘罪(第182条)、暴行罪(第208条)、脅迫罪(第222条)、逮捕及び監禁罪(第220条)、強要罪(第223条)、強制わいせつ罪(第176条)、強制性交等罪(第177条)など

【労働者派遣法(対象：労働者)】

- ・公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で労働者派遣をした罪(第58条)[1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金]

【職業安定法(対象：労働者)】

- ・公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で職業紹介、労働者の募集又は供給を行った罪(第63条)[同上]

【労働基準法(対象：労働者)】

- ・法第5条(強制労働の禁止)に違反した罪(第117条)[同上]
- ・法第16条(賠償予定の禁止)に違反した罪(第119条)[6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金]

(2) AV人権倫理機構の自主規制

本年3月23日、AVの業界の健全化を図る第三者的な機関であるAV人権倫理機構から、以下の新たなルールを会員団体に通知している。

- ①AVへの出演年齢を20歳以上とすることを強く推奨する。
- ②例外として18、19歳のAV出演希望者を受け入れる場合には、
 - ア 18歳で高等学校などに在籍する者との契約等を行わないこと、
 - イ 丁寧な出演意思確認を各工程の際に実施すること、
 - ウ 顔バレ等リスクの十分な説明や熟慮期間を置くこと など

このような自主規制が行われている中で、ルールを逸脱するような行為があった場合の対応についてAV人権倫理機構も交えて調整・整理する。また、ルールを逸脱する業者が極めて悪質な業者であり、危険性が高いことを周知していく。

以上

AV出演強要問題の被害者保護のための法律条文

民法（明治二十九年法律第八十九号）

（公序良俗）

第九十条 公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする。

（錯誤）

第九十五条 意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。

- 一 意思表示に対応する意思を欠く錯誤
 - 二 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤
- 2 前項第二号の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができる。
- 3 錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第一項の規定による意思表示の取消しをすることができない。
- 一 相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったとき。
 - 二 相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき。
- 4 第一項の規定による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

（詐欺又は強迫）

第九十六条 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

- 2 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。
- 3 前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

（履行の強制）

第四百十四条 債務者が任意に債務の履行をしないときは、債権者は、民事執行法その他強制執行の手續に関する法令の規定に従い、直接強制、代替執行、間接強制その他の方法による履行の強制を裁判所に請求することができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。

消費者契約法（抄）（平成十二年法律第六十一号）

（消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

第四条 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 重要事項について事実と異なることを告げること。当該告げられた内容が事実であるとの誤認

二 （略）

2 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実（当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。）を故意又は重大な過失によって告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げようとしたにもかかわらず、当該消費者がこれを拒んだときは、この限りでない。

3 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 当該事業者に対し、当該消費者が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。

二 当該事業者が当該消費者契約の締結について勧誘をしている場所から当該消費者が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該消費者を退去させないこと。

三～八 （略）

4、5 （略）

（消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効）

第九条 次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分

二 （略）

（消費者の利益を一方的に害する条項の無効）

第十条 消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

刑法（明治四十年法律第四十五号）

（強制わいせつ）

第一百七十六条 十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

（強制性交等）

第一百七十七条 十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交（以下「性交等」という。）をした者は、強制性交等の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする。

（淫行勧誘）

第一百八十二条 営利の目的で、淫行の常習のない女子を勧誘して姦淫させた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

（暴行）

第二百八条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

（逮捕及び監禁）

第二百二十条 不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、三月以上七年以下の懲役に処する。

（脅迫）

第二百二十二条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

（強要）

第二百二十三条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、三年以下の懲役に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の
保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）

第五十八条 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で労働者派遣をした者は、一年以上十年以下の懲役又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。

職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを一年以上十年以下の懲役又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。

- 一 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段によつて、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者又はこれらに従事した者
- 二 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者又はこれらに従事した者

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）

（強制労働の禁止）

第五条 使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によつて、労働者の意思に反して労働を強制してはならない。

（賠償予定の禁止）

第十六条 使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。

第一百七十七条 第五条の規定に違反した者は、これを一年以上十年以下の懲役又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。

第一百九十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条、第四条、第七条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十二条第四項、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第六項、第三十七条、第三十九条（第七項を除く。）、第六十一条、第六十二条、第六十四条の三から第六十七条まで、第七十二条、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条、第九十四条第二項、第九十六条又は第百四条第二項の規定に違反した者

二～四 （略）